

# 石川県公報

令和2年6月30日(火曜日)

号 外

(第57号)

## 目 次

- 規 則  
○老人福祉法施行細則の一部を改正する規則  
(長寿社会課) 1

## 規 則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第三十五号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(昭和二十八年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号(第2条関係)

第 号  
年 月 日

石川県知事 様

所在地

名称及び代表者氏名

印

老人居宅生活支援事業開始届

老人福祉法による老人居宅生活支援事業を開始したいので、次のとおり届け出ます。

- 事業の種類及び内容
- 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 届出者の登記事項証明書又は条例
- 職員の定数及び職務の内容
- 主な職員の氏名
- 事業を行おうとする区域(市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町の名称を含む。)
- 老人デイサービス事業を行おうとする者にあつては、事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 老人短期入所事業を行おうとする者にあつては、事業の用に供する施設の名称、所在地及び入所定員
- 認知症対応型老人共同生活援助事業を行おうとする者にあつては、事業の用に供する住居の名称、種類、所在地及び入居定員
- 事業開始の予定年月日

別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第 4 号 (第 5 条関係)

<p>石川県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所在地 名称及び代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">老人デイサービスセンター (老人短期入 所施設・老人介護支援センター) 設置届</p> <p>老人福祉法による老人デイサービスセンター (老人短期入所施設・老人介護支援センター) を設置したいの で、次のとおり届け出ます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設の名称、種類及び所在地</li> <li>2 建物の規模及び構造並びに設備の概要</li> <li>3 職員の定数及び職務の内容</li> <li>4 施設の長の氏名</li> <li>5 事業を行おうとする区域 (市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町の名称を含む。)</li> <li>6 老人短期入所施設にあつては、その入所定員</li> <li>7 事業開始の予定年月日</li> <li>8 添付書類 市町以外の者にあつては、登記事項証明書</li> </ol>	<p>第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">⑩</p>
--	---

別記様式第七号及び別記様式第八号を次のように改める。

別記様式第 7 号 (第 8 条関係)

第 号  
年 月 日

石川県知事 様

市町長

印

## 老 人 ホ ー ム 設 置 届

老人福祉法による老人ホームを設置したいので、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 養護老人ホームを設置する場合
  - (1) 施設の運営の方針 (事業計画及び収支予算書添付)
  - (2) 入所定員
  - (3) 職員の定数及び職務の内容
- 4 特別養護老人ホームを設置する場合
  - (1) 施設の目的及び運営の方針 (事業計画及び収支予算書添付)
  - (2) 職員の職種、数及び職務の内容
  - (3) 入所定員
  - (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
  - (5) 施設の利用に当たつての留意事項
  - (6) 非常災害対策
  - (7) その他施設の運営に関する重要事項
  - (8) 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
  - (9) 職員の勤務の体制及び勤務形態
  - (10) 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容 (協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)
- 5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業開始の予定年月日
- 7 添付書類  
地方独立行政法人にあつては、登記事項証明書

別記様式第8号(第8条関係)

<p>石川県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 名称及び代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">老人ホーム設置認可申請書</p> <p>老人福祉法による老人ホームを設置したいので、次のとおり申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設の名称、種類及び所在地</li> <li>2 建物の規模及び構造並びに設備の概要</li> <li>3 養護老人ホームを設置する場合             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設の運営の方針(事業計画及び収支予算書添付)</li> <li>(2) 入所定員</li> <li>(3) 職員の定数及び職務の内容</li> </ol> </li> <li>4 特別養護老人ホームを設置する場合             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設の目的及び運営の方針(事業計画及び収支予算書添付)</li> <li>(2) 職員の職種、数及び職務の内容</li> <li>(3) 入所定員</li> <li>(4) 入所者の処遇の内容及び費用の額</li> <li>(5) 施設の利用に当たつての留意事項</li> <li>(6) 非常災害対策</li> <li>(7) その他施設の運営に関する重要事項</li> <li>(8) 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</li> <li>(9) 職員の勤務の体制及び勤務形態</li> <li>(10) 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)</li> </ol> </li> <li>5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴</li> <li>6 事業開始の予定年月日</li> <li>7 添付書類 登記事項証明書</li> </ol>	<p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(印)</p>
--	--

附 則

- 1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の老人福祉法施行細則の規定に基づき作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用する事ができる。